ご利用ください 弁護士による無料法律相談を

方、一人で抱え込 債務などでお困りの 消費者問題・多重



厳守されます。 い。相談内容は問いません。秘密は

相談室 程度) み=電話にて 4時まで 日時 = 2月23日 ▼相談料=無料 (要予約/相談時間は30分 場所=田原福祉センター (木) 午後1時 ▼申し込

商工観光課

NSPECTION FOR PUBLIC

東三河都市計画 道路

域に変更が生じたため、今回、その 計画案を次のとおり縦覧します。 整備について、道路(駅前広場) て、市が進めている三河田原駅周辺の 計画の区域 = 田原市田原町東大 田原町東大浜・長四分地内におい の区

浜 · 長四分地内

▼縦覧期間=1月

他=この都市計画の案について、 進課(市役所北庁舎2階) 原市民および利害関係を有する方 務時間中 に対し意見書を提出することができ は、縦覧期間満了の日までに田原市 (金) 27 日 ▼縦覧場所=街づくり推 (金) /市役所執 ▼その 田

・街づくり推進課

☎23局3523壓22局3811

基づく年金を受給していた方へ 相続等に係る生命保険契約等に

民税の還付を行ってきました。 なっている方に、税務署で所得税の 生命保険契約等に基づく年金」の税 なった部分については、所得税の課 命保険金のうち相続税の課税対象と 還付手続を行っていただき、個人住 分について、所得税が納め過ぎと 務上の取扱いが変更されました。 て、平成22年10月に「相続等に係る の判決(平成22年7月6日)を受け 税対象にならないとする最高裁判所 これにより、過去5年以内の各年 遺族の方が年金として受給する生

> 別還付金として支給する制度を設け 年度分について、納め過ぎとなって ました。対象の方は、税務課で特別 いる個人住民税に相当する額を、 還付金支給の申請手続きをしてくだ このたび、平成13年度分以後の各

等に係る生命保険契約等に基づく年 金を受給していた方 1月~12月 ▼対象=平成12年~17年の間に相続 ▼受付期間

※詳しくはお問い合わせください。

•税務課

☎23局3509壓23局0180

所得税の還付申告 (平成23年分)

申告会場で受け付けます。 者など年末調整がされていない ※詳しくはお問い合わせください。 舎2階) 控除を受けようとする方、中途退職 〜3月15日(木)までは市内各確定 ~4時 ▼受付場所=税務課(南庁 で、還付申告を受けようとする方 (水) ①午前9時~11時②午後1時 ▼受付期間=2月1日(水)~15日 ·税務課 対象=給与所得のみの方で医療費 ▼その他=2月16日 木 方

『eーTax』で 国税の申告・納税が簡単に

用して行うことができます。 び納税などが、インターネットを利 人税・消費税などの国税の申告およ 『e-Tax』では、所得税・

1国税庁のホームページで24時間受 け付けます。

③添付書類の提出を省略することが ②最高4000円の税額控除が受け られます。(ただし、 から23年分の申告で1回のみ) 平成19年分

4書面申告に比べ、還付金処理が早 くなります。 できます。 (3週間程度に短縮)

▶利用方法

③初期登録(電子証明書の登録など) ②開始届出書を提出して利用者識別 1電子証明書を取得し、ICカード リーダライターをご用意ください。 を行ってください。 番号などを取得してください。 ン提出ができます。 ンターネットを利用したオンライ

覧ください。(http://www.nta.go.jp) ※詳しくは国税庁ホームページをご ▼豊橋税務署

☎(0532)52局6201

☎23局3509壓23局0180